

2015/6004B

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の  
支援の在り方に関する研究

平成25年度～27年度 総合研究報告書

研究代表者 志賀 利一

平成28（2016）年3月

# 目 次

## I. 総合研究報告

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方  
に関する研究 . . . . . 1

主任研究者 志賀利一

### 1. 障害者虐待防止法が目指したもの、これからの課題

分担研究者 大塚 晃

### 2. 使用者による障害者虐待の現状と課題

分担研究者 小川 浩

### 3. 虐待防止法施行後3年 法律分野での課題

分担研究者 佐藤 彰一

### 4. 発達障害のある子どもと発達障害特性が疑われる母親への心理的支援

分担研究者 井上 雅彦

II. 研究成果の刊行に関する一覧表 . . . . . 53

III. 『事例で読み解く障害者虐待』 . . . . . 57

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の  
支援の在り方に関する研究

総合研究報告書

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の  
支援の在り方に関する研究

主任研究者 志賀 利一<sup>1)</sup>

1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【研究要旨】

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）が施行された。国が作成したマニュアル、研修等に沿って、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターを中心に、全国規模で虐待通報・届出の受理と相談、指導及び助言が行われている。また、虐待防止と養護者支援等に関する啓発活動、地域の実情に合った、見守りや緊急性、専門性に対応できるネットワーク構築の取り組みやその他体制整備が行われている。

そこで、本研究は、障害者虐待防止法の新たな仕組みによる、予防と早期発見の方策、虐待の疑いや発生時の適切な対応、保護の必要性やその後の自立支援への移行、被虐待者だけでなく養護者・施設や使用者の立ち直りに向けての支援等について実態調査ならびに事例分析を行ってきた。具体的には、1 年次に、①法的課題、養護者の虐待防止と心理的ケア、施設従業者の虐待防止の取り組み、障害者雇用の現場の課題、地方自治体の支援体制について先行研究、各領域の専門家にヒアリングを実施し、現状把握と問題整理を行うとともに、②全国の相談支援事業や就業・生活支援センター等を対象にした事例調査を実施した。2 年次は、引き続き①全国の相談支援事業や就業・生活支援センターを対象にした事例調査、②障害者支援施設における虐待事件後の経過の事例調査、③自治体における養護者虐待の分離保護対応の事例の収集を行った。3 年次は、総合的なまとめとして、①全国の相談支援事業や就業・生活支援センターを対象とした虐待認知調査、②都道府県で開催されている障害者虐待防止・権利擁護研修カリキュラムの実態調査を行うとともに、調査結果で得た知見を元に、包括的な支援マニュアル『事例で読み解く障害者虐待』を作成した。また、研究検討委員会や研究セミナーを通し、分担研究者の専門領域毎に総合的な考察を行った。

障害者虐待防止法が施行されすでに 3 年半が経過している。厚生労働省が毎年公表している養護者虐待、障害福祉施設従事者等虐待、使用者虐待の相談・通報や認知・指導件数等からは、法の新たな仕組みと運用が一定程度進んだものと考えられる。また、障害者虐待防止・権利擁護研修の受講者も毎年 2 万人規模に到達しており、虐待防止に向けての取り組みは、積極的に行われている実態も明らかになっている。法施行後、障害者の権利利益を擁護に向けて着実な一歩を踏み出したのは間違いない。しかし、マスコミ等で報道される虐待事件には、障害者の権利意識に対する関心の低さが際立つものが多い。通報から始まるスキームの問題点、閉鎖的な施設や雇用環境、意思決定支援が必要な障害者へのアドボカシーの不十分さなど、法律面あるいは地方自治体や障害者福祉施設、障害者雇用企業等において運用面での課題も新たに明らかになってきている。一人ひとりの権利意識が研ぎ澄まされ、障害者虐待防止法が真の実効性のあるものにしていくためには、乗り越えるべき課題がたくさんあり、そして着実に前進に向けての実践や研究の蓄積が必要になる。

分担研究者

大塚晃 上智大学総合人間科学部 教授  
 佐藤彰一 國學院大學法科大学院 教授  
 井上雅彦 鳥取大学大学院医学系研究科 教授  
 小川浩 大妻女子大学人間関係学部 教授

研究協力者

滝口和央 川崎市障害保健福祉部障害計画課就労支援担当 係長  
 野村政子 行田市健康福祉部福祉課トータルサポート推進担当  
 吉川悠貴 認知症介護研究・研修仙台センター 主任研究員  
 山口光治 淑徳大学国際コミュニケーション学部人間環境学科  
 山本恒雄 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部 部長  
 増田公香 日本赤十字九州国際看護大学  
 高橋潔 総合福祉センター弘済学園 園長  
 川端伸子 あい権利擁護支援ネット  
 児玉理恵子 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 地域生活推進グループ  
 鈴木康仁 社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会 蒲郡市障がい者支援センターセンター長  
 阪田健嗣 社会福祉法人島根整肢学園西部島根医療福祉センター育成部 部長  
 出口敦子 千葉県健康福祉部障害福祉課障害者権利擁護推進室 副主幹  
 松本昌幸 堺市障害福祉部障害施策推進課 主査  
 大村美保 国立大学法人筑波大学人間系障害科学域 助教  
 五味洋一 国立大学法人筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターアクセシビリティ部門障害学生支援室 准教授  
 相馬大祐 独立行政法人国立重度知的障害者総合

施設のぞみの園 研究部研究係

信原和典 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部研究係  
 村岡美幸 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部研究係  
 古屋和彦 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部研究係

A. 研究目的

平成 24 年 10 月から「障害者虐待防止法」が施行された。国が作成したマニュアル、研修等に沿って、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターを中心に、全国規模で虐待通報・届出の受理と相談、指導及び助言が行われている。また、虐待防止と養護者支援等に関する啓発活動、地域の実情に合った、見守りや緊急性、専門性に対応できるネットワーク構築の取り組みやその他体制整備が行われている中で、障害者虐待の予防と早期発見の方策、虐待の疑いや発生時の適切な対応、保護の必要性やその後の自立支援への移行、被虐待者だけでなく養護者・施設や使用者の立ち直りに向けての支援等について把握するとともに、現状における課題や先駆的な取り組みを整理することで、今後の障害者虐待防止への取り組みや施策を検討する上での基礎資料を得ることを目的とする。

B. 研究方法

本研究は大きく 4 つに分類される。1. 相談機関における認知状況の把握、2. 虐待者ごとにみる虐待と対応の把握、3. 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施及び企画の把握、4. 他領域の虐待防止に関する取り組み状況等の把握。以上の研究を実施し、『事例で読み解く障害者虐待』を作成した。以下、障害者虐待防止法施行から 3 年が経過した現在までにおける分野ごとの現状と課題について論述する上での視点ないし方法のほか、実施した研究会について記す（検討委員会の開催等については各年度の報告書を参照）。

## 1. 研究論文

### (1) 障害者虐待防止法が目指したもの、これからの課題

障害者虐待防止法施行後 3 年を振り返り、障害者虐待防止法が目指したもの、これからの課題について地方自治体の立場及び支援者の立場から検討した。また、今後の障害者虐待防止の方向性について、家族支援、予防、権利擁護の観点から論述した。

### (2) 使用者による障害者虐待の現状と課題

虐待防止法施行後の使用者虐待の現状を整理すると共に、障害者雇用促進法の改正により、平成 28 年度から雇用場面における差別禁止と合理的配慮の提供義務が施行されることを鑑み、民間企業が障害者の権利擁護の課題にどのように対応しようとしているのかについて、障害者雇用の経験豊富な特例子会社を対象にヒアリング調査を行い、雇用場面における障害者人権擁護に関わる取組みの好事例を収集した。

### (3) 虐待防止法施行後 3 年 法律分野での課題

障害者虐待防止法ができた当時は、家庭における養護者虐待の通報も一定件数あったが、3 年半経過した現在において通報件数は減少気味である。また、施設虐待の通報については、虐待と認定する件数が増えている。しかし、施設虐待において、虐待防止法の対応スキームが機能していないのではないかとの疑いを向けざるを得ない事例がマスメディアで報道されてきている。加えて、施設側が通報職員や行政に対して報復的とも思える法的手段を採る事例が出てきており、障害者虐待防止をめぐる議論は、法制定当初とは異なる局面を迎えている状況下において、実際に発生した虐待事例の分析と法律分野での課題について論述した。

### (4) 発達障害のある子どもと発達障害特性が疑われる母親への心理的支援

発達障害のある子どもと発達障害特性が疑われる母親への心理的支援事例として 2 事例を取り上げ、その支援プロセスから支援の有効性を高める要因に

ついて考察した。

### (倫理面への配慮)

本研究は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）及び「疫学研究に関する倫理指針（平成 14 年文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）」を遵守し、実施された。実施に際しては、調査協力機関に個人情報の取り扱い等について事前に説明を行い、同意を得た。また、データと個人を特定する情報との連結可能性を低くするために、原則として、協力機関において既に匿名化されたデータを収集した。

## 2. 研究会

### (1) 障害者虐待防止に関する研究会

実戦経験及び課題意識の高い自治体や有識者、先行して虐待防止法等が実施されている児童・高齢等の他分野での取り組み状況及び課題をうかがう研究会を 6 回実施した。

#### ①平成 25 年度第 1 回（平成 25 年 8 月 27 日）

- ・講師：滝口和央氏（川崎市障害保健福祉部障害計画課就労支援担当）
- ・テーマ：川崎市を中心とした政令指定都市における取組状況と課題
- ・講師：野村政子氏（行田市健康福祉部福祉課トータルサポート推進担当）
- ・テーマ：行田市の取り組みと課題

#### ②平成 25 年度第 2 回（平成 25 年 9 月 24 日）

- ・講師：吉川悠貴氏（認知症介護研究・研修仙台センター）
- ・テーマ：法施行後の国の調査とその課題／高齢者施設における虐待について
- ・講師：山口光治氏（淑徳大学国際コミュニケーション学部 人間環境学科）
- ・テーマ：高齢者虐待を未然に防ぐために一高齢者虐待予防の必要性と可能性一

#### ③平成 25 年度第 3 回（平成 25 年 10 月 29 日）

- ・講師：山本恒雄氏（日本子ども家庭総合研究

所子ども家庭福祉研究部)

- ・テーマ：児童虐待の現状と防止法及び実践上の課題について／児童福祉分野から見る障害児者の虐待の実態と課題

④平成 26 年度第 1 回（平成 26 年 9 月 16 日）

- ・講師：増田公香氏（日本赤十字九州国際看護大学）
- ・テーマ：当事者と家族からみた障害者虐待の実態

⑤平成 26 年度第 2 回（平成 26 年 10 月 21 日）

- ・講師：高橋潔氏（総合福祉センター弘済学園）
- ・テーマ：強度行動障害の支援と虐待のリスクについて

⑥平成 26 年度第 3 回（平成 26 年 12 月 9 日）

- ・講師：川端伸子氏（あい権利擁護支援ネット）
- ・テーマ：高齢者虐待あるいは虐待が疑われる事案の実態とその対応について

(2) 障害者虐待防止を考える研究セミナー

検討委員会及び研究会の成果を踏まえた研究セミナーを平成 25 年度、平成 27 年度に開催した。

①平成 25 年度開催（平成 26 年 2 月 25 日）

- ・プログラム
  - 調査報告  
大村美保（国立のぞみの園）
  - 現場からの報告  
自治体関係者から：渡辺一郎氏（足立区）  
相談支援事業所から：野崎貴詞氏（一宮市相談支援事業所ゆんたく）
  - シンポジウム  
施行後 1 年のいま 障害者虐待防止を語ろう  
大塚晃氏（上智大学）  
井上雅彦氏（鳥取大学大学院）  
佐藤彰一氏（國學院大法科学國學院）  
曾根直樹氏（厚生労働省）  
志賀利一（国立のぞみの園）

②平成 27 年度開催（平成 28 年 1 月 12 日）

・プログラム

- 虐待防止法と研究に期待すること  
曾根直樹氏（厚生労働省）
- 3 年間の調査研究結果報告  
相馬大祐（国立のぞみの園）
- 分担研究者報告&ディスカッション  
法律：佐藤彰一氏（國學院大法科学國學院）  
制度：大塚晃氏（上智大学）  
児童：井上雅彦氏（鳥取大学大学院）  
特例子会社：志賀利一（国立のぞみの園）

C. 結果と考察

1. 障害者虐待防止法が目指したもの、これからの課題

障害者への虐待と対応は、知的障害福祉分野を中心に長い経過を経てきた。水戸アカス事件、滋賀産グループ事件、福島白川育成園事件等、障害者の施設や働く場において多くの課題を投げかけてきた。このような状況の中、平成 17 年に福岡県の知的障害者施設「カリタスの家」における障害者虐待は、殴る蹴るだけでなく、熱湯・木酢液を飲ませる、墨を食べさせるなどの内容から、障害者分野のみならず、社会一般に大きな衝撃を与えた。このような知的障害者施設での虐待が契機となり、厚生労働省内で勉強会が開催された。その結果、平成 17 年 10 月に障害保健福祉部長名での通知「障害者施設における虐待の防止について」が発出された。その内容は、障害者（児）への虐待行為を具体的に明示するとともに、障害者（児）の人権の重大は侵害であり、特に、行動障害などの問題行動を有する利用者が虐待を受けるリスクが高いことから、研修などを通して職員の知識や技術の向上を目指した施設における取組み方法を指示したものであった。こうした流れを受け、障害者虐待防止法の制定への動きが活発化した。

平成 25 年 10 月に障害者虐待防止法が施行された。これにより、法律に基づき「虐待」と判断され、早期に介入・支援を行うなど法律による対応が可能となったこと、さらに地域の関係機関や住民との協力のもと、虐待防止のためのネットワークが構築されはじめていることは、障害者福祉全般からみても評

価できるものである。

一方、法施行後 3 年が経過し、見えてきた課題もある。具体的には、①市町村の通報から虐待認定にいたる結果において地域差が生じていること、②相談支援等と虐待防止センターが連携するうえでの役割分担、③施設従事者等による虐待における行政の役割といったところである。

今後は、課題に併せて、障害者虐待防止の方向性として予防という観点から、また養護者（家族）・施設従事者等への支援、権利擁護の再構築についても検討していく必要がある。

## 2. 使用者による障害者虐待の現状と課題

障害者雇用場面における使用者虐待について状況を整理したところ、企業規模では中小企業、障害種では知的障害、虐待の種類では経済的虐待が多く、そのほとんどが労働局によって把握されたものであった。また、特例子会社における障害者の権利擁護への対応は、虐待防止については行政の周知が十分でない状況も伺われたが、改正障害者雇用促進法による差別禁止や合理的配慮の提供義務については十分周知がなされ、事業主の意識も高かった。特例子会社においては、障害者の相談や申し出を日常的に受けとめる体制作りが様々に行われていることが確認された。

今後、大企業においては、精神障害や発達障害者の雇用が進む中、通常の職場環境の中で差別禁止・合理的配慮、虐待防止などへの配慮をどのように行っていくか大きな課題となる。特例子会社には、親会社やグループ会社をはじめとする他企業に対してこれまでの経験で培った理念や体制、方法や技術を伝達していく役割が期待される。

## 3. 虐待防止法施行後 3 年 法律分野での課題

虐待防止法の施設虐待に対する対応スキームとは、通報義務と施設内の体制整備を意味する。施設内での支援体制を整備することによって、日常的な支援を計画化し、支援日誌の記録などを通じて、やむを得ない場合の身体拘束の 3 要件などの、支援にあたって守るべきことを確認し、ひいては利用者の方々

の意思の尊重と生活利益に配慮することを目的としていた。ところが、これを空文化するような事態が、現場では起きている。

平成 25 年 11 月に発覚した袖ヶ浦総合福祉センターでの虐待事件では、複数の職員による継続的な虐待行為があったにもかかわらず、職場の誰も通報せず、また支援記録や支援日誌にそうした事態が記録されることがなかったことが明らかになった。

なぜ障害者に対する虐待事件が起きるのか。袖ヶ浦以外の施設でも虐待報道はあったが、まとまった資料として公表されているのは、袖ヶ浦の事件だけであったため、この事件をもとに虐待の背景を分析した。

虐待の背景として、まずは、「突発的不適切支援」、つまり、職員が支援中に噛みつかれる、殴られる、蹴られたときに思わず殴ってしまう、蹴り返してしまうことがある。これも虐待である。しかし袖ヶ浦の事件はこれに当たらない。袖ヶ浦の事件は、意図的で陰湿な虐待行為であった。虐待を行った職員間には、「話が出来入所者に対してはやってはいけない。」等の 5 つの虐待のための支援方針があった。

意図的で陰湿な虐待が発生した背景には、行動障害の支援への行き詰まりではなく、それ以外の軽度の人たちの扱いに困っていたのではないかと。重度の人は鍵をかけておけば管理できる。しかし軽度の方は施錠してもこじ開けて無断外出する。だから軽度の人への支援が大変だと認識していたのではないかと、私はそう推測している。そしてそこには施設独特の背景事情が関係している。

法律分野での課題としては、虐待の定義や 2 条の個別虐待において医療機関や教育機関が対象から外れていること、虐待防止センターの専門性・独立性を高めるための工夫などがあげられる。このほか、障害者虐待防止への手立てとして、通報制度依存からのさらなる展開を図ることの必要性和孤立した空間を作らない努力、独立した代弁者を作ることの必要性を強調したい。

## 4. 発達障害のある子どもと発達障害特性が疑われる母親への心理的支援

発達障害のある子どもと発達障害特性が疑われる母親への支援の有効性を高める要因について、2事例を通し分析した結果、2事例とも他の家族から養育援助が受けにくい環境にあり、親自身の発達障害的な特性が、子どもとのかかわりに強く影響していると考えられた。厚労省の「子ども虐待対応の手引き」と本研究の事例から、虐待リスクのある発達障害のある児を持つ親に対する心理的支援については、①セーフティネットの確認と形成、②来談行動の強化、③共感的態度、④虐待的行為の背景要因に対する聞き取り、⑤客観的なアセスメント、⑥行動観察表など自己記録と具体的なフィードバック、⑥母子並行介入の重要性が重要ではないかと考える。

障害者虐待防止法においては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という法律の正式名称からも、相談・通告から効果的な「養護者に対する支援」に繋げることが重視されなくてはならない。養護者による障害者虐待の問題は、障害者自身の特性や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体のニーズをアセスメントし適切な支援を行い、粘り強く見守っていくシステムが必要である。

#### D. 結論

平成25年度、26年度、27年度の研究成果から、包括的な障害者虐待防止マニュアル『事例で読み解く障害者虐待』を作成した。

作成にあたっては、本研究が実施した調査研究の知見を踏まえ、虐待防止について最初に学ぶための読みやすく、理解しやすいテキストの作成が必要であると判断した。

マニュアルでは、障害者虐待として出会う可能性の高い事例を大きく3つ、①養護者虐待、②障害福祉施設等虐待、③使用虐待・その他の虐待事例をあげ、事例ごとに虐待に至る背景やその後の対応をサンプルにまとめた。

併せて、職場の研修会等で意見交換できるよう、各章のはじめとおわりに、虐待防止の取組みとして大切な留意点をまとめた。

#### E. 研究発表

##### 1. 論文発表

- ・佐藤彰一：虐待事件の検証と防止に向けた取り組み（前編）. 手をつなぐ, 703, 32-34, 2014.
- ・佐藤彰一：虐待事件の検証と防止に向けた取り組み（後編）. 手をつなぐ, 704, 30-32, 2014.
- ・大村美保・志賀利一・相馬大祐・五味洋一：相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究—相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から—. 国立のぞみの園紀要7号, 93-102, 2014.
- ・五味洋一・志賀利一・大村美保・相馬大祐：相談機関における障害者虐待の認知状況（その1）—平成25～26年度往復はがき調査結果の比較を中心に—. 国立のぞみの園紀要8号, 30-34, 2015.
- ・五味洋一・志賀利一・村岡美幸・大村美保・相馬大祐・信原和典：相談機関における障害者虐待の認知状況（その2）—地域の相談機関における虐待事例の分析—. 国立のぞみの園紀要8号, 35-50, 2015.
- ・大村美保・志賀利一・信原和典・五味洋一・相馬大祐：養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究—分離保護実績のある5自治体の聞き取り調査より—. 国立のぞみの園紀要8号, 51-57, 2015.
- ・志賀利一・相馬大祐・信原和典・大村美保・五味洋一：障害者福祉従事者等の虐待防止と対応. 国立のぞみの園紀要8号, 58-80, 2015.

##### 2. 学会発表

- ・大村美保・相馬大祐：相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究. 日本社会福祉学会第62回秋季大会, 2014.
- ・相馬大祐・大村美保：相談機関における障害者虐待の認知状況に関する研究, 日本社会福祉学会第63回秋季大会, 2015.
- ・大村美保・相馬大祐：養護者による障害者虐待事案の分離保護に関する研究, 2015.

障害者虐待防止法が目指したもの、これからの課題

## 障害者虐待防止法が目指したもの、これからの課題

大塚 晃<sup>1)</sup>

1)上智大学総合人間科学部社会福祉学科

### 【研究要旨】

障害者虐待防止法が2011（平成23年）6月17日に成立し、2012（平成24）年10月1日に施行され3年以上が経過した。障害者虐待が法的に規定され、発見や支援のための具体的な対応が始まったことは大きな成果であるが、障害者虐待の報道は続いている。障害者虐待防止施行後の3年間を振り返り、障害者虐待防止法が目指したもの、これからの課題について地方自治体の立場及び支援者の立場から検討する。また、今後の障害者虐待防止の方向性について、家族支援、予防、権利擁護の観点から論述する。

### A. はじめに

障害者虐待防止法が2011（平成23年）6月17日に成立し、2012（平成24）年10月1日に施行され3年以上が経過した。障害者虐待防止施行後の3年間を振り返り、「障害者虐待防止法が目指したもの、これからの課題」について述べたい。

### B. 障害者差別解消法の背景について

#### 1. 障害者の権利擁護について

障害者の権利についての国際的動向は、1971（昭和46）年に国連総会決議で「精神薄弱者の権利宣言」、1975（昭和50）年には「障害者の権利宣言」がなされ、各国において障害者問題への取組が積極的に行われることとなった。また、関連分野として、1979（昭和54）年の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、1989（昭和64）年の「児童権利条約」制定の動きがある。その後、2000（平成12）年にアメリカ合衆国で「障害を持つアメリカ人法」（ADA法）が公布される等各国において、障害をもつ人の権利について議論がなされてきた。この動きは、障害者の権利擁護（アドボカシー（Advocacy））の高まりとなり、「障害者権利条約」の制定に結びついた。「障害者権利条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること

を目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。「障害者権利条約」は、2006（平成18）年12月13日に国連総会において採択され、2008（平成20）年5月3日に発効した。わが国は、2007年9月28日に、外務大臣がこの条約に署名し、2014（平成26）年1月20日に、批准書を寄託し、同年2月19日に同条約はわが国について効力が発生した。

一方、障害者保健福祉施策の見直しにおいて、わが国の社会福祉制度は、2000（平成12）年に戦後50年続いた措置制度が契約制度へと変わり、利用者と事業者の対等な関係を構築し、利用者が自らサービスを選択・決定しサービスを利用できる仕組みとなった。知的障害者など判断能力が不十分な人も、その人らしく地域で生活することを目指し、福祉サービスの利用を始め様々な場面において、個人の自己決定を尊重することとなった。他方、契約制度が進展する中で、知的障害・精神障害のある人たちの中には日常生活を送る上で、判断能力が不十分であるため、福祉サービスを十分に活用できないといった問題や、身の回りのことや金銭管理ができないなど地域での生活が困難なことがあり、1999（平成11）年度に地域福祉権利擁護事業（現在の日常生活自立支援事業）が創設された。また、2000（平成12）年

4月からは、判断能力の不十分な人のために成年後見制度が施行されている。

これら一連の障害福祉の流れは、障害者の権利擁護（アドボカシー（Advocacy））を確立していく歴史と軌を一にするものと言えるだろう。権利擁護（アドボカシー（Advocacy））については、障害者虐待などの人権侵害への対応や防止と自ら権利を擁護していくことに困難を抱えているひとの権利を代弁（「advocate」）していくことが知られており、この二つの機能は互いに関連していると言えるだろう。

## 2. 障害者虐待について

障害者への虐待とそれへの対応は、知的障害福祉分野を中心に長い経過を経てきた。水戸アカス事件（1995）、滋賀サングループ事件（1996）、福島白川育成園事件（1997）等は、障害者の施設や働く場において、大きな課題を投げかけてきた。これら虐待の防止に日本知的障害者福祉協会は早くから取り組み、1991（平成9年）に倫理綱領を、平成1999（平成11）年には倫理綱領をもとに「知的障害施設職員行動規範」を作成し、その後「知的障害がある人たちへの人権Q&A集」や「パンフレット」等の作成を通して知的障害関係施設・事業所を利用する人たちへの権利擁護への対応がなされてきた。

このような状況のなか、2005（平成17）年に福岡県の知的障害者施設「カリタスの家」における障害者虐待は、殴る蹴るだけでなく熱湯・木酢液を飲まず、炭を食べさせるなどの内容からも障害福祉分野のみならず社会一般に大きな衝撃を与えた。また、その施設が県内でも有数な自閉症者のための専門的施設であったことにより、職員の専門性・法人運営の課題・行政の関与等さまざまな検討を迫るものであった。2005（平成17）年3月21日に、当時の尾辻厚生労働大臣は、カリタスの家を視察し、施設における障害者虐待施設には共通な構造的な問題があること、今後の対応として職員の能力向上を図るために研修会や質の高い職員の派遣など再発防止策を表明した。

## 3. 障害者虐待に関する勉強会

カリタスの家における虐待など知的障害者施設における虐待が契機となって、障害者虐待の未然防止方策等を検討するために、厚生労働省内において、有識者等からなる「障害者虐待に関する勉強会」が、2005（平成17）年2月18日より5回にわたって開催された。勉強会の主な意見として、施設における虐待の構図は、職員に虐待の認識がないこと、職員に支援スキルがないこと、小さな権利侵害からエスカレートすること、虐待は隠蔽されること、家族はしばしば施設側を守ることなどが指摘された。この検討会の議論により、2005（平成17）年10月20日「障害者施設における虐待の防止について」の通知が、障害保健福祉部長名で発出された。その内容は、障害者（児）への虐待行為を具体的に明示するとともに、障害者（児）の人権の重大な侵害であり、特に、行動障害などの問題行動を有する利用者が虐待を受けるリスクが高いことから、研修などを通して職員の知識や技術の向上を目指したそれぞれの施設における取組の方法を指示したものである。また、今後の課題として、虐待の定義、虐待発見に際しての通告義務、通告者の保護、被虐待者の保護、立ち入り調査権などを内容とする権利擁護システムの必要性、その根拠となる障害者虐待防止法（仮称）の必要性が示された。

## C. 障害者虐待防止法について

### 1. 障害者虐待防止法の制定

このような行政施策の流れを受け、障害者虐待防止法制定への動きが活発化した。そこには、2000（平成12）年の児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）、2001（平成13）年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）、2005（平成17）年11月の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）などの成立が背景となっている。また、2006（平成18）年度から施行された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の第2条第3項は、市町村は障害等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の

権利の擁護のために必要な援助を行うことなどを定めており、すでに実行的に取り組み始めていた背景がある。

2009（平成21）年7月9日に、民主党・社会民主党・国民新党は、「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案」を、自民党と公明党は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」を衆議院に提出した。しかし、2009（平成21）年7月21日に衆議院解散に伴い廃案となった。その後、第173回臨時国会において、2010（平成22）年4月27日に自民党、公明党は衆議院に再提出し継続審議となったが、2011（平成23）年6月14日に法案は撤回された。第177回通常国会において、2011（平成23）年6月14日、衆議院の厚生労働委員会に厚生労働委員長が委員長案として「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」が提出され、2011（平成23）年6月14日、衆議院の本会議で法案が可決（全会一致）され、2011（平成23）年6月16日に参議院厚生労働委員会で法案は可決（全会一致）された。2011（平成23）年6月17日、参議院本会議において法案は可決（全会一致）され、平成2011（平成23）年6月24日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」として公布され、2013（平成25）年10月に施行された。

障害者虐待防止法の施行により、法律に基づき「虐待」と判断され、早期に介入・支援を行うなど法律による対応が可能となったことは大きな成果である。また、地域の関係機関や住民との協力のもと、虐待防止のためのネットワークが構築されはじめていることも障害者福祉全般からみても評価できるものである。一方、法施行後3年が経過し、新聞やテレビ等では、障害者虐待についての報道がなされ続けている。最近では、虐待を通報した事業所の元職員が、名誉を傷つけられたということで、事業所側から損害賠償を請求されるという報道がなされている。障害者虐待防止法への挑戦とも受け取れ、その影響は大きなものであり憂慮される事態となっている。

## 2. 障害者虐待防止法施行後の流れ

障害者権利条約の第十六条「搾取、暴力及び虐待からの自由」によれば、

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。

5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

ものとされており、障害者の虐待への包括的な適応を規定している。障害者権利条約は、条約の実施のための仕組みとして、条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置や障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討となっており、わが国も、国連障害者権利委員会への報告を通して国内の障害者虐待防止施策の見直しを迫られている。

また、差別を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、障害者差別解消法が2013(平成25)年11月に成立し、2016(平成28)年4月から施行される。この法律の「障害を理由とする差別」は、障害を理由として、あるいは正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止することである。障害者権利条約の発効や障害者差別解消法の施行により、障害者の権利擁護への機運が一層高まるであろう。その効果として、わが国の障害者虐待防止の施行状況の点検を含め、障害者虐待への対応も新たな段階に入ったと言えよう。

#### D. 障害者虐待防止法施行後の課題

障害者虐待防止法第二条は、「政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。3年間の実態を踏まえて、市町村・都道府県行政の取り組みから考えてみる。

##### 1. 市町村の通報から虐待認定の課題

市町村の通報から虐待認定については、地域により異なりがあると言われている。特に、虐待認定については地域格差が大きいと言われている。地域のそれぞれの状況によって異なりがあるのは当然であ

るが、認定の理解や取り組みの熱意・工夫・努力等により自治体ごとに異なりがあるということであれば大きな問題である。全国どこでも同じような理解と取り組みができる前提のもとで、個々の地域の実態に応じた取り組みが望まれる。特に、施設従事者等による虐待の取り組みについては、通報から虐待認定にいたる結果において地域差が出ている。法人指導や監査の権限をもつ都道府県と実際の支給決定を行う市区町村とのきめ細かい連携による虐待防止のための仕組みづくりが不可欠である。また、分離の判断やその後の支援という連携等広域的対応という意味では、分離後の受け入れ先の確保やそこにおける心理的ケア、自立支援、家族支援などのいわゆるソーシャルワーク実践の専門性が急務であるが、これも都道府県と市区町村の相談支援の課題となっている。

##### 2. 相談支援等と虐待防止センターの役割分担

障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待への対応については、特に、「防止」という観点が重要になってきている、現在の仕組みの中では、障害者相談支援事業や相談支援センターが大きな役割を担うことになる。市町村の障害者虐待防止センターの実施主体にもよるが、市区町村自らが行うのか、相談支援事業と連携しながら行なうかなどの方法に異なりはあっても、市町村行政と民間事業者との役割分担やコラボレーション(協働)は大きな課題となっている。

##### 3. 施設従事者等による虐待における行政の役割

施設従事者等による虐待への対応については、養護者による虐待とは異なる困難性がある。養護者による虐待と単純に比較することはできないが、通報から虐待認定の割合は低くなっている。行政は警察のような立ち入り検査の強い権限がないことなどが指摘されている。しかし、もてるすべてのツールを使って認定への努力を試みているか疑問である。例えば事業者への指導監督は行政の役割であるが、権利擁護及び人権保護の観点からきめ細かく行っているのだろうか。これらが十全に行われていれば、かな

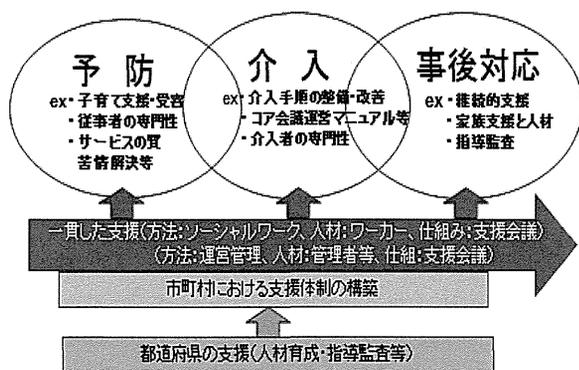
りの虐待の早期発見の契機にも、また抑止力にもなると考える。施設内の虐待は、究極的には施設の運営・管理の問題、すなわちマネジメントの失敗と捉えているが、それを見逃す行政のマネジメントの土壌はないであろうか。行政と事業者のコミュニケーションは重要であるが、必要なとき必要な調査ができないなどのお互いの関係を問うてみる必要があるのではないだろうか。

## E. 障害者虐待防止の方向性

### 1. 予防という観点

養育者、施設等従事者、使用者による虐待において共通なものとして、防止的措置をいか図っていくかという課題がある。障害者虐待の分野としては、予防→介入→事後対応という一連のプロセスがあるが、法施行後の3年間は介入を中心としたものであったと言えるだろう。今後は、下記の家族支援や施設事業者等への支援という予防的観点が重要になってくるだろう。予防的観点は、結果的には障害者と家族や施設従事者との関係という親密圏で起こっていることに鑑みれば、養護者にはソーシャルワークの観点からの継続的な家族支援、施設従事者等においては具体的支援方法の獲得を踏まえた支援の質の向上のための運営・管理というマネジメントの重要性がますます大きくなってきている。

## 虐待防止及び対応への方向性



### 2. 養育者（家族）への支援

子どもを育てることにさまざまな困難を抱える時

代にあっては、障害のある子どもを育てることには一層の困難が伴う。それは、障害者が受け入れられていない社会においては家族の子育てには一層の不安が伴うということの意味している。障害のある家族が大きなストレスに状態にあることはよく言われることである。障害児をもつことによる子育ての困難さは、苛立ちや不安などの身体状態を呈することは想像しやすい。障害のある子どもの誕生により、子どもに障害があると知った時、強い精神的ストレスとなるとともに、子育てに関する情報や具体的な支援がないことがより大きなストレスとなっていく。家族の障害受容にかんしては、ドローター（1975）の『先天奇形を持つ子どもの誕生に対する親の正常な反応』の研究が有名であり、それは、障害のある子どもをもった親は、ショック→否認→悲しみと怒り→適応→再起のプロセスをとるとされる。このようなそれぞれの反応は多くの親に見られる正常の反応であり、関係する者も落ち着いて見守ることができるであろう。また、親の障害受容に関しては、親の悲しみは一過性のものではなく、子どもの変化や生活上のさまざまな出来事により繰り返されるといふ「慢性的悲哀」論を主張する立場がある。このような子どもと家庭に関わる様々な課題を解決していくためには、課題を抱えている子どもへの支援はもとより、子どもが安心して育つことのできる社会環境を整え、問題を生み出す背景をつくらぬような予防的な対応が重要である。そのためには、乳幼児期、学童期、青年期というライフステージを通した一貫した支援体制の構築が急務である。

家族の呈する課題も環境との相互作用のなかから生じているとすれば、どのような支援によってあるいはどのような環境の調整により、家族がもう一度子育てにチャレンジする方途を見つけられるかというエンパワメントの支援が求められている。具体的な家族支援のツールとしては、障害受容を含めた親自身を対象としたさまざまな具体的な支援プログラムが発展してきている。それは、支援者にとっては親への受動的な支援から、能動的・具体的・現実的な支援への転という形となっている。ペアレント・トレーニングは、子どもの「のぞましくない行動」

→親の怒りやイライラ→子どもへの不適切な対応→更なる「のぞましくない行動」の出現という悪循環から一歩退いて客観的にどのようなことが起きていて、その対応を親ともう一度考え、具体的な行動を探していく親と支援者の協働作業と言うことができよう。このような具体的支援方法の普及が虐待防止の観点からも望まれている。

### 3. 施設従事者等への支援

養護者及び施設養護者の共通のものとして、障害者虐待のハイリスクとして強度行動障害への対応の課題がある。自閉症スペクトラム障害は、一般に他者との意思疎通に困難を抱えているため、環境の設定（特に人的環境）が適切でないと、強度行動障害が出現しやすいとされている。重い知的障害とコミュニケーションの障害という二重のハンディを課せられることになるために、噛み付き・頭突き等の直接的被害や、睡眠の乱れ、同一性の保持等の間接的被害、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、強度行動障害と捉えられることになる。このような行動が、障害者本人の障害特性と環境の相互作用から出現しているものと捉えれば、理解の枠組みを変えることや、その具体的な方策としての構造化された環境の設定は多くの場合に有効であると言われている。構造化は、物理的構造化、視覚的構造化、スケジュール化、ワークシステムなどの環境整備の手法を身につけることが施設従事者等の障害者虐待のリスクを低下させていくことになると思う。それは、個々の障害者へ合理的配慮を提供することでもある。国は、平成25年度から全国で強度行動障害支援者養成研修を始めている。このよう研修により支援者の専門性の向上を図り、支援の基礎を拡大していくことが虐待のリスクを減らしていくこととなる。

### 4. 権利擁護の再構築

障害者差別解消法や意思決定支援の法律上の取扱いも含めて、自らの権利を擁護することに困難を抱える人への「アドボカシー（権利擁護）」の課題がある。全体的には、「アドボカシー」の観点から虐待防

止に取り組んでいく必要がある。権利擁護には、虐待防止などの人権擁護の観点と権利を自ら主張することに困難を抱える人たちの声を代弁（アドボカイト）していくことを含む用語である。特に、発達障害者などについては、後者の意味である「アドボカシー」が重要になる。

障害者差別解消法は、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人からの意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれとされている。このように社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことが、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において発動することは、意思表示の困難な障害者のための意思表示を補助する仕組みが必要とされていることを物語っている。また、そのような仕組みのない現状においては、合理的配慮は意思表示の困難な人たちに届かない可能性のあることを危惧するものである。また、障害者差別解消法は、その運用の仕組みをとおして障害者の意思決定支援を含めた本人を中心とした権利擁護などを補助する仕組みの必要性など、多くの課題を投げかけている。また、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいとされている。合理的配慮の内容は、両当事者間の個別具体的な事例を考慮に入れて話し合い（「建設的対話」）の中で形成されるとされている。知的障害者についても従来の弱い保護される存在から、ストレスをもった自ら建設的対話の主体へのパラダイム転換が必要であることを物語っていないだろうか。しかし、その手法は手付かずである。知的障害者自らへのエンパワメントによりその力を引き出すセルフアドボカシーの手法が重要になってくるだろう。このセルフアドボカシーを中心にそえた仕組

みづくりの中で、専門家による代弁（プロフェッショナルアドボカシー）さらに制度的な代弁（システムアドボカシー）が構築されていくことが考えられる。従来は、権利を擁護すべき存在として見られてきた発達障害者について、その強さに注目したかわりのパラダイム転換が必要になってきている。この発達障害者自身の力を強めるセルフアドボカシーこそ、障害者虐待防止の有効な手段とならないだろうか。今後は、セルフアドボカシーを基点とした、プロフェッショナルアドボカシー、システムアドボカシーの仕組みを構築していくことが課題となろう。

## 今後の権利擁護の方向性



### F. さいごに

障害者差別解消法の附帯決議には、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知することとされている。養護者による虐待を考えると、機能が不全となっている家族支援は、意思表示支援の観点からも喫緊の課題である。「障害のある人」が「障害のない人」と同等に活躍していくために、発達障害者もエンパワメントによって、意思表示・意思決定を行なうことができる主体と捉えていく必要がある。また、家族が意思表示を補佐するものとして規定されている意味は、家族も引き続いて発達障害者自身はその力をもっともっと発揮できるよう代弁していかなければならないことを物語っていないだろうか。

### G. 参考文献

1) 障害者虐待防止法：

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku\\_ushikaigo/shougaiha/hukushi/gyakutaiboushi/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku_ushikaigo/shougaiha/hukushi/gyakutaiboushi/index.html)

2) 障害者権利条約：

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)

3) 障害者差別解消法：

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

4) 辰巳愛香・井上雅彦、「障害のある子どもの親の障害受容」、『発達障害の子を育てる家族への支援』、金子書房、2007におけるドローター（1975）の「先天奇形を持つ子どもの誕生に対する親の正常な反応」について言及している。

## 使用者による障害者虐待の現状と課題

## 使用者による障害者虐待の現状と課題

分担研究者 小川 浩<sup>1)</sup>

1)大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科

### 【研究要旨】

障害者雇用場面における使用者虐待について状況を整理したところ、企業規模では中小企業、障害種では知的障害、虐待の種類では経済的虐待が多く、そのほとんどが労働局によって把握されたものであった。また、企業が職場における障害者の権利擁護にどのように対応しているかを知るため、特例子会社の訪問ヒアリング調査を行った。その結果、虐待防止については行政の周知が十分でない状況も伺われたが、改正障害者雇用促進法による差別禁止や合理的配慮の提供義務については十分周知がなされ、事業主の意識も高かった。特例子会社においては、障害者の相談や申し出を日常的に受けとめる体制作りが様々に行われていることが確認された。

### A. はじめに

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法において、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者による虐待と並び、使用者による虐待が規定された。ここで言う使用者とは、障害者を雇用する事業主、経営担当者、その他労働者に関する事項について事業主のために行為をする者を指す。養護者及び障害者福祉施設従事者による虐待の場合は主に日常生活場面での問題が想定されるが、使用者虐待の場合は雇用関係下の労働場面における問題となるため、虐待者と被虐待者の関係はすなわち使用者と労働者の労使関係にもつながる。職務の遂行を基本とする関係での指示や指導が心理的虐待になる可能性もあり、賃金不払いがそのまま経済的虐待になることもある。したがって虐待の内容、通報や予防の仕組み、関係する法律等に関して、養護者や障害者福祉施設従事者とは異なる労働問題の視点を含めて考えることが重要である。本稿では先ず、虐待防止法施行後の使用者虐待の現状を整理する。次に、障害者雇用促進法の改正により平成 28 年度から雇用場面における差別禁止と合理的配慮の提供義務が

施行されることも鑑み、民間企業が障害者の権利擁護の課題にどのように対応しようとしているのかについて、障害者雇用の経験豊富な特例子会社を対象にヒアリング調査を行い、雇用場面における障害者人権擁護に関わる取組みの好事例を収集する。

### B. 使用者虐待の状況

障害者虐待防止法の下、使用者虐待に関する通報・届出は市町村又は都道府県を通して最終的に都道府県労働局に上がる仕組みとなっている。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課がとりまとめた平成 26 年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書では、平成 26 年度における使用者に関する虐待の相談・通報件数は 664 件であり前年度より 5.7%の増加、そのうち市区町村による受理は 61%、都道府県による受理は 39%であった。通報・届出は本人によるものが 34.9%と最も多く、次いで家族親族が 13.4%、相談支援専門員等が 11.6 となっていた。<sup>1)</sup>

一方、厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処

理業務室がまとめた労働局関係の統計によれば、平成26年度の労働局への通報・届出は985件で前年比27%増となっており、そのうち使用者虐待が認められた事業所は299事業所（前年比18.2%増）であった。労働局等に寄せられた相談、その他労働局等による発見が合わせて89.3%であり、労働局による把握が圧倒的に多くなっている。虐待を受けた障害者数は全体で483人であり前年度より22.9%増加している。障害別の内訳では知的障害が362人、身体障害が67人、精神障害が52人、発達障害が11人（1人が重複している場合有り）で知的障害の多さが目立つ（図1）。また、虐待の種別については、経済的虐待が419人（83.6%）と大半を占め、以下、心理的虐待39人（7.8%）、身体的虐待23人（4.6%）、ネグレクト12人（2.4%）、性的虐待8人（1.6%）となっている。通報・届出件数を母数に認定件数の割合を見ると、経済的虐待では通報・届出が811人に対し認定が419人で51.7%と高い認定率になっており、性的虐待の33.3%、ネグレクトの16.9%、身体的虐待の13%、心理的虐待の8.5%と続く（図2）。対応措置に関しては、労働基準関係法令での対応が87%と大半を占め、障害者雇用促進法による対応の10%と合わせると、ほとんどが労働関係法令に基づく対応となっている。企業規模別に虐待の発生状況を見ると、5人未満が14.7%、5~29人が50.5%と小規模事業所での発生が圧倒的に多く、続いて30~99人が24.4%、100~499人が8.7%と企業規模が大きくなるにつれて減少し、500人以上になると1.6%程度に過ぎない状況である（図3）。<sup>2) 3)</sup>

このように労働局関係の統計で見える限り使用者虐待に関しては、中小企業で働く知的障害者を対象とした経済的虐待が多い状況とまとめることができる。平成25・26年度に志賀・小川らが行った調査によれば、経済的虐待では、賃金の未払いや遅延、支援機関が支払いを催促しても支払われない事例、休みが週1日で月1,500円の小遣いが支払われている事例など、質的には様々な状況が把握された。また、「身

体的・心理的虐待」では、業務上の指導と虐待の区別が難しいものから、明らかな暴言、暴力、いじめ等の行為が認められ、あざなどの証拠が確認されるものまで、これも質は様々であった<sup>4) 5)</sup>。今回の労働局の調査では細かい質的狀況を分析することはできないが、今後も、個々の事例についての質的検討が必要となる。

< 図1、図2、図3を挿入 >

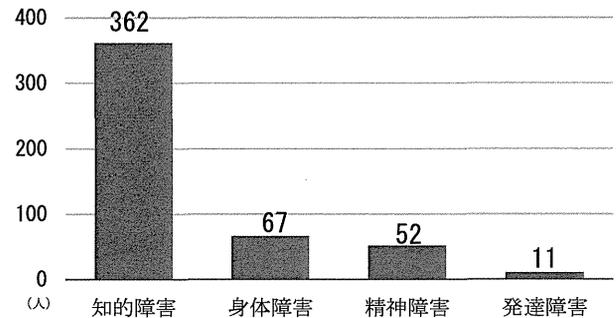


図1 使用者虐待の被虐待者数（障害種別）

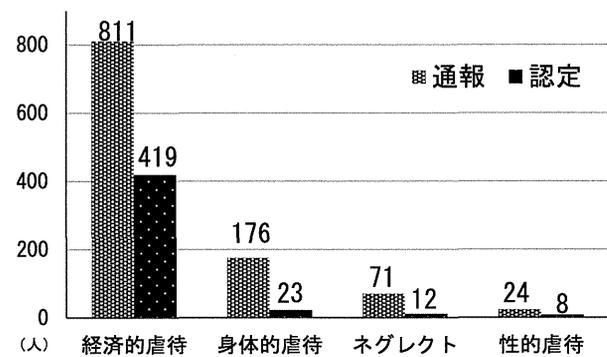


図2 虐待種別の通報・認定件数

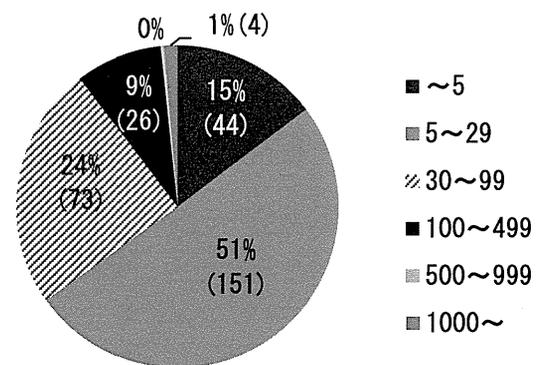


図3 虐待を行った事業所の状況（規模別）